

仮設店舗での食品営業許可について（よくある質問）

Q1 令和4年3月31日までの有効期間のある許可を令和3年5月31日以前に取得しているのですが、令和3年6月1日以降に新法での許可を取り直さないといけませんか？

A1 新法での許可を取り直す必要はありません。
今お持ちの許可書（仙台市のマークが緑色の許可書）で令和4年3月31日まで営業することができます。
提供できる食品の範囲や営業計画書は旧法許可における取扱いのまま変わりありません。
行事等に関する考え方については、旧法許可であっても新法許可における考え方（行事開催期間や開催頻度を問わない）となります。

Q2 食品衛生責任者の資格が必要ですか？

A2 必要です。
今資格をお持ちでない方は、食品衛生責任者養成講習会の受講申し込みを行ってください。
なお、調理師や製菓衛生師の免許をお持ちの方は、食品衛生責任者養成講習会の受講が免除されます。

Q3 テントを並べて併せて一つの許可を取った場合、食品衛生責任者はテントごとに必要ですか？

A3 テント単位ではなく、許可単位で1名の食品衛生責任者が必要です。

Q4 飲食店を営業しています。
イベント主催者の方からイベントへの出店を依頼されたのですが、イベント自体が出店可能なのかどうか自分で判断できません。
どうしたらよいですか？

A4 まず、イベントの主催者にイベント内容を確認してください。
主催者が行事等の判断に迷われている場合は、行事の目的がわかるイベント概要書等をご準備の上、主催者から担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。

Q5 仙台市外でも出店する場合はどうしたらよいですか？

A5 出店場所を管轄する保健所で許可を取得する必要があります。仙台市で取得した許可は仙台市内以外では使用できません。

仮設店舗での食品営業許可について（よくある質問）

Q 6 衛生管理計画はどのように作成すればいいですか？

A 6 申請必要書類の「仮設店舗営業計画書（要領様式2又は要領様式3）」をご活用ください。
書き方についてわからない場合は、担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。

Q 7 なぜ仮設営業等では提供できる食品が制限されるのですか？
要領別表に記載されている調理方法によらない食品を提供したい場合
どうすればよいですか？

A 7 仮設営業等においては、食中毒の発生防止の観点から、調理そのものの複雑さを避けるとともに、作業環境の衛生維持の必要性から、要領別表第1又は要領別表第2に示す簡易な調理による食品のみ提供可能としています。
仮設営業等によらない営業許可であれば、仮設営業等とは提供できる食品が異なります。
申請手続方法等については、担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。

Q 8 仮設営業等による魚介類販売業の許可を取得した場合、包装された鮮魚介類の販売における営業届出は必要ですか？

A 8 この場合、営業届出は必要ありません。
ただし、牛乳等の鮮魚介類以外の食品を販売する等の営業届出行為を併せて行う場合には、仮設営業等による魚介類販売業の許可と別に営業届出が必要になります。
詳細は、担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。

Q 9 臨時営業と仮設営業のどちらを取得したらよいか迷っています。違いは何ですか？

A 9 申請手数料、許可の有効期間、営業日数等に違いがあります。
施設基準や提供食品の制限は変わりません。
臨時営業は1回限り（5日未満）の営業を想定しております。
複数の行事に出店を予定されている方は、仮設営業の許可を取得するようにしてください。